

浜松市訓令甲第1号

浜松市職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

令和8年3月23日

浜松市長 中野 祐介

浜松市職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令甲

浜松市職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程（昭和41年浜松市訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
職員	勤務時間	休憩時間	週休日	職員	勤務時間	休憩時間	週休日
危機管理課に勤務する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とし、その割振りは、課長又は担当課長が定める。	割振りは、業務の状況に応じて課長又は担当課長が定める。	4週間について8日（業務の状況に応じて危機管理監が特に必要があるとする場合は、7日又は8日）とし、その割振りは、課長又は担当課長（危機管理監代理、参事、課長、担当課長及び副参事の割振りにあつては、危機管理監）が定める。				
秘書課において秘書業務に従事する職員	(略)			秘書課において秘書業務に従事する職員	(略)		
	(略)				(略)		
市場検査業務	(略)			市場監視指導	(略)		

に従事する職員				業務に従事する職員			
青少年育成センターに勤務する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とし、その割振りは、午前8時30分から午後9時までの間において所長（所長の割振りにあつては、課長。以下この項において同じ。）が定める。この場合において、1日の勤務時間は、7時間45分とする。	(略)		青少年育成センターに勤務する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とし、その割振りは、午前8時30分から午後10時までの間において所長（所長の割振りにあつては、課長。以下この項において同じ。）が定める。この場合において、1日の勤務時間は、7時間45分とする。	(略)	
(略)				(略)			
天竜児童館に勤務する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とし、その割振りは、子ども家庭部天竜福祉事業所社会福祉課長が定める。	割振りは、業務の状況に応じて子ども家庭部中央福祉事業所社会福祉課長が定める。	日曜日及び4週間について4日とし、その割振りは、 <u>子ども家庭部中央福祉事業所社会福祉課</u> 長が定める。	天竜児童館に勤務する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とし、その割振りは、子ども家庭部天竜福祉事業所社会福祉課長が定める。	割振りは、業務の状況に応じて子ども家庭部天竜福祉事業所社会福祉課長が定める。	日曜日及び4週間について4日とし、その割振りは、 <u>子ども家庭部天竜福祉事業所社会福祉課</u> 長が定める。
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この訓令甲は、勤務時間の見直し等に伴い、所要の整備を行うものです。